

## 雄和観光交流館屋上防水修繕 仕様書

### 1 総 則

#### (1) 件 名

雄和観光交流館屋上防水修繕

#### (2) 修繕概要

本修繕は、雄和観光交流館の屋上に設置されてある屋上防水シートについて、経年劣化により剥離し、事務所上部の天井から雨漏りが発生していることから、修繕するもの。

### 2 履行場所

秋田市雄和妙法字糠塚 1 番地 1 （雄和観光交流館）

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年12月25日（金）まで

### 4 修繕内容

次に掲げる設備を図面及び本仕様書等に従い修繕すること。また、屋上防水修繕に伴い、必要な撤去、取外し作業および交換・試験調整等を行うこと。

### 5 提出書類

(1) 修繕完成届 1 部（作業後）

(2) 修繕写真帳 1 部（作業後）

(3) その他監督員が指定する必要な書類（必要に応じて）

### 6 現場管理および安全管理

(1) 本修繕の作業日については、本市及び当該施設の指定管理者と協議の上決定すること。

(2) 受注者は、専門知識を有する技術者を派遣し、当該修繕に従事させること。

(3) 受注者は、本修繕を行うに当たって、労働安全衛生法および関係法令を遵守するほか、作業の安全に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて作業者に適切な指示を行うこと。

(4) 受注者は、修繕関連の物品を一時的に当該施設内に仮置きする場合においては、区画や張り紙等を行い、持ち主を明確にするとともに、修繕が完了するまで、保管責任を負うものとする。

(5) 受注者は業務中、適切な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。

- (6) 受注者は、修繕範囲外の機器設備および工作物に接近して作業する場合は、あらかじめ養生を行うなど、損傷を与えないよう保安上必要な措置を講ずること。また、必要に応じて本市担当者ならびに当該施設の指定管理者から指示を仰ぐこと。
- (7) 受注者は、本修繕で必要な保護具、計器および工具類等は受注者が自ら用意し、事前点検の上、正常であることを確認すること。また、作業環境の安全確保に努め、持ち込む電動工具については事前に絶縁抵抗測定等を行い、労働災害防止に努めること。

## 7 保証

受注者は修繕完了後1年間は無償で保証すること。また、本修繕箇所において何らかの設備トラブル等が発生した際は速やかに対応すること。

## 8 その他

この仕様書において疑義が生じた事項又は定めがない事項については、発注者と協議の上、定めるものとする。